

砂川市規則第 22 号

令和 4 年 3 月 31 日

砂川市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

砂川市長 善 岡 雅 文

( 別 紙 )

砂川市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

砂川市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成 10 年規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

別表注 2 中「学務課長」の次に「、学校再編課長」を加える。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。